

令和2年 月 日

チャンピオンタコス 読谷店

店長 鳩間 匠 殿

GLOBAL UNION (認証番号101)

首都圏青年ユニオン連合会

福岡件福岡市博多区博多駅東2-8-27

博多駅東パネスビル2F

執行委員長

組合員



団体交渉開催の申入れ（再通知）

1 当組合は令和2年9月18日及び令和2年10月8日に、貴社に対し団体交渉の申入れを行わせて頂いております。しかし、貴社におかれましては、「会社オーナーに伝えてある」と主張するのみで、のらりくらりと回答を引き延ばし、当組合及び組合員の要求に対し、真摯に向き合う姿勢が一切ございません。

当組合としては、再三にわたる団体交渉申入に対し、貴社が無回答を貫いておられることから、これ以上、貴社よりご回答が頂けない場合、団体交渉の開催申し入れを故意に無視されていると判断し、以下に列挙する労働関係法令違反の事実につき、管轄労働基準監督署に通報させて頂くと共に、損害賠償金及び未払い賃金並びに精神的苦痛に対する慰謝料請求訴訟の準備に入らせて頂く旨、通告致します。

記

- (1) 就業規則を従業員に対し、周知していない労働基準法第106条違反該当事実
- (2) 氏が、年配の先輩従業員から、プライベートな事柄を執拗に問いただされるといふパワーハラスメントを日常的に受けていることを相談したにもかかわらず、パワーハラスメントを行った従業員を処罰するどころか、氏に対し、「辞めてくれ」と一方的に言い放ち、不当に解雇せんとした、労働施策総合推進法及び労働契約法第16条違反該当事実
- (3) 解雇予告手当を請求したところ、しぶしぶ解雇を取り消したものの、シフトを従前の1/3以下に減らし、著しく労働環境を悪化させる事により当人を実質的に退職に追いやった労働契約法第8条違反及び実質的退職強要の事実
- (4) 上記の不当な扱いにより、氏を精神的に追い詰め、不安定な状態に陥れた事実
- (5) 労働時間を正確に管理する必要があるにも関わらず、それを怠り、未払い賃金を常態的に生じさせている労働基準法第24条違反該当事実

以上

2 当組合と致しましては、すでに、上記機関への提訴及び通報等の準備を進めさせていただきますが、 氏は、未だ穏便な話し合いによる和解を希望されておられるため、万一、貴社に当組合との団体交渉に応じるおつもりがある場合、令和2年 月 日（ 曜日）までに、以下の事項につき、下記のアドレスまでメールにて書面データ（PDF）を添付する方法又は書面の郵送によりご連絡下さいませよう、お願い致します。

最後に、当組合は、従前の主張と致しまして、 氏の穏便な解決を望む姿勢を尊重し、金15万円という妥当な金額による和解を目指しておりましたが、貴社が上記回答期限までにご連絡頂けない場合、今までに生じている未払い賃金、実質的不当解雇により生じた逸失利益の全額及び 氏の精神的苦痛に対する慰謝料の全額を請求させていただきます。

当組合事務局メールアドレス： @free-union.jp

3 団体交渉の申込み内容

(1) 交渉項目

- ①貴社の 氏に対する未払い賃金について
- ② 氏が就労を継続していれば得られていたであろう賃金の賠償について
- ③貴社の 氏に対する各種法令違反及びパワーハラスメントにかかる慰謝料について
- ④貴社の 氏に対する退職強要について
- ⑤その他、上記に関連する事項

(2) 交渉日時

以下の日程のうち、ご都合のつく日時をご指定ください。

- ①候補日：令和2年11月2日（月曜日）から令和2年11月13日（金曜日）のいずれかの日
- ②時間：午前11時～午後4時の間の2時間程度

(3) 開催場所： 福岡市内の貸会議室

対面での団体交渉には現在のところ 氏も参席を予定しているところ、 氏と当組合の都合上、福岡市内での開催が必要不可欠となります。なお、会場については、当労働組合側にて準備をさせていただきます。

(4) 出席者

- ①当組合側：当組合役員若干名及び 氏本人
- ②貴社側： 貴社代表取締役、パワーハラスメントの当事者及び代理人弁護士等。全員のご都合が合わない場合には上記のうち一部の方の参加でも構いません。ただし、弁護士のみの出席は認められません。

以上